

第814回宮城県教育委員会臨時会日程

日 時：平成23年3月31日（木）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第814回教育委員会会議録署名委員の指名

4 教育長報告（一般事務報告）

東北地方太平洋沖地震災害の現状及び今後の取組について

5 専決処分報告

- | | |
|---|------------|
| (1) 教育功績者表彰について | (総務課) |
| (2) 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について | (教職員課) |
| (3) 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について | (義務教育課) |
| (4) 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について | (生涯学習課) |
| (5) 職員の人事について | (総務課・教職員課) |
| (6) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について | (総務課) |
| (7) 「学ぶ土台づくり」推進計画について | (教育企画室) |
| (8) 県立学校の管理に関する規則の一部改正について | (教職員課) |
| (9) 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について | (教職員課) |
| (10) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学選抜
手数料等の特例に関する規則の制定について | (高校教育課) |

6 次回教育委員会の開催日程について

7 閉会宣言

第814回教育委員会臨時会会議録

1 招集日時 平成23年3月31日（木） 午後1時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長、佐々木委員、勅使瓦委員、佐竹委員、青木委員、小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育次長、高橋教育次長、吉田総務課長、鈴木教育企画室長、菅原福利課長、後藤教職員課長、熊野義務教育課長、菊池特別支援教育室長、氏家高校教育課長、雫石施設整備課長、山内スポーツ健康課長、西條参事兼生涯学習課長、後藤文化財保護課長ほか

5 平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震災害の発生について（開会前コメント）

委員長 11日の地震と津波によって大きな被害が発生し、学校も損壊するなど、どこに移ればいいのかわからない状況のところもある。また、子どもたちにも被害が及び、さらにはその家族にも相当の被害が起きており、いったいどれほどの孤児が生じてくるのか、その総体を全く掴みきれていない状況にある。

場所によって、被害の状況に差があり、沿岸部は津波により甚大な被害を受け、さらには福島第一原発の問題も加わり、複雑な様相となっている。

ここで、本会の場において黙祷をお願いしたい。

（全員起立、黙祷。）

3月16日に開催予定であった第813回教育委員会については、今回の災害の発生により、教育委員そのものの安否確認ができなかったこと、甚大な被害を受けたことに対し、教育委員会として、児童生徒、学校の被害状況の確認と今後のケアについて緊急に対応する必要が優先される状況にあったことから、中止のやむなしにいたったことを、あらためて申し上げる。

本日の委員会は、被害が甚大すぎて、その全体像がまだ把握できていないと思うが、いま整理できている範囲内において事務局から報告をいただくということで、開催するものである。

6 開 会 午後1時35分

7 第814回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名、議事日程について

委員長 佐々木委員及び青木委員を指名する。

本日の議事日程は、配付資料のとおり。

8 教育長報告

東北地方太平洋沖地震災害の現状及び今後の取組について

（説明者：教育長）

本件について御報告申し上げます。

今回の未曾有の大災害により、児童・生徒及び教職員の多くの命が、一瞬にして失われ、また、いまだに安否が確認されない児童・生徒、教職員が多数に上っていることを考えると、なんとも言葉にならず、無念

でならない。県教育長として、この無念を決して忘れず、郷土の底力を信じて、宮城の教育の復興に不撓不屈の精神で取り組んで参る覚悟につき、今まで以上に、委員各位の御指導と御協力をお願い申し上げる。

それでは、教育関連の被害状況や課題及び主に新学期の始業に向けて、取り組んでいる点について、資料に沿って、御説明申し上げます。

まず、1「被害状況」を御覧願いたい。全体の被害概況について、本日午前9時現在で、(1)「人的被害について」は、全公立私立学校・幼稚園の幼児・児童・生徒で219人、教職員14人の尊い命が失われている。また、行方不明についても、幼児・児童・生徒が711人、教職員が7人となっている。

(2)「施設被害について」は、公立学校施設のみで、約650億円に上っているが、今後、さらに調査が進み、社会教育施設や文化財の被害、あるいは私立学校の被害も明らかになるにつれて、さらに大きな被害額になることが見込まれるところである。

次に2「県立学校について」御説明申し上げます。まず、(1)「県立高校について」である。

①「被害等の状況」について、現時点で施設・備品は、73校で260億円を超える被害額となっている。さらに、記載のとおり、3月29日現在で、県立学校等13施設が避難所となっており、約3,700人の方々が避難をされているところである。なお、想定を超える大きな被害であったため、市町村の避難所であるなしにかかわらず、最大時には22校等で約7,300人の方々が避難をされ、教職員が懸命に運営に当たったものである。

②「これまでの取り組みと対応」について、災害の発生に当たり、記載のとおり、休校措置、合格発表以降の日程の変更を行い、現在、4月21日を目標に、始業式及び入学式ができるように、各学校において準備を進めているものである。この期日については、多くの困難を伴う学校があることは十分に承知しているが、このような非常時だからこそ、目標を定め、次代を担う子どもたちの教育の再開に向けた意志を示し、教職員が一丸となって取り組むことが重要であると考えたところである。

現在まで、被害の大きな8つの高校に対して、比較的被害の小さい学校の教職員による支援チームを派遣し、業務全般の支援を行っているほか、自衛隊や米軍の協力を得て、学校施設内のガレキの撤去等を行っているところである。

また、被災した生徒の二次募集に係る入学者選抜手数料、寄宿舎料及び入学金の免除措置を講じたほか、県内企業も大きなダメージを受け、新卒者の内定取り消しも懸念されることから、3月22日に関係経済5団体に対して、知事、教育長、労働局長連名で要請を行ったところである。

次に、③「今後の支援策」については、記載のとおり、学用品及び制服等の支援、奨学金の償還猶予や貸付け手続きの簡素化のほか、当面、4月1日から5月31日までの2ヶ月間、被災した生徒や保護者の教育相談に応じる「専用フリーダイヤル」を設置するものである。なお、この相談ダイヤルについては、小中学校関係の相談に応じるフリーダイヤルも別途設置するものである。

続いて、④「学校再開に向けた取組」について、現在、全ての県立高校において、4月21日からの学校再開に向けて、生徒の安否確認をはじめ、校舎・施設、ライフライン、通学手段等の総点検を実施している。この中で、特に校舎の被害が大きかった、気仙沼市の気仙沼向洋高校、名取市の県農業高校、石巻市の県水産高校及びライフラインの復旧の目処が立っていない南三陸町の志津川高校については、現校舎での始業は困難な状況であることから、当面の措置として、隣接地区等の高校の空き教室等を利用することにより、早期の学校再開を図ることを検討している。

具体的には、気仙沼向洋高校については、気仙沼市内及び登米市内の複数の高校を利用する方向であり、志津川高校については、登米市内の高校の利用、そして、県水産高校については、石巻市内の高校を利用する方向で検討中であり、県農業高校については、仙南地域を中心とする複数の高校を利用する方向で検討中である。現在、関係校と最終的な調整を進めているところであり、これら4校の当面の始業場所については、できるだけ速やかに具体的な学校名を示し、生徒・保護者等に説明を行いたいと考えている。

各校とも、一日も早く、落ち着いた環境で学習ができるよう、鋭意、取り組んでいくものである。

次に、(2)「特別支援学校について」御説明申し上げます。

①「学校施設の現状」について、全17校のうち、山元支援学校及び利府支援学校の水道等の復旧があれば、施設利用上の大きな支障はないものと判断している。このため、②「学校の再開に向けて」、始業式及び入学式を基本的に4月21日に実施する予定であり、スクールバスの運行調整を行っているほか、給食設備や作業実習機械の破損状況を踏まえて授業時間やカリキュラム編制を弾力的に行うよう検討中である。

この他、③「生徒支援について」として、知的障害特別支援学校のスクールバスについては、避難所等にいる児童生徒に配慮した運行コースを調整する点や、教員による避難所等での訪問教育の実施など、資料に記載のある点について検討を行っているところである。

続いて、3「市町村立学校について」である。

県教育委員会としては、市町村の被災状況を十分に踏まえ、各市町村教育委員会の判断を尊重しながら、ニーズにあった必要な支援を的確に行っていく方針としている。

具体的な支援内容としては、まず、(1)「児童生徒の心身のケアについて」を緊急を要する取り組みと位置付け、他県の応援も得ながら、スクールカウンセラーや養護教諭を避難所等に派遣しているところである。

また、阪神・淡路大震災を契機に兵庫県教育委員会の教員で組織され、多くの災害時対応に実績を持つ学校支援チーム「EARTH」の全面的な支援を受けており、現場において学校再開に向けた準備や避難所運営のノウハウについて助言を受けているところである。今後とも、これらの取組を継続するとともに、資料に記載のとおり、さらに、体制を充実させることとしている。

また、(2)「教科書及び学用品の給与等について」、できるだけ早く教科書を被災地の学校に供給できるよう供給会社と調整中であり、学用品については、宮城県学校用品協会をはじめ、ユニセフやNGO等の各種支援団体等からの提供申出も活用しながら、早急に必要数を配布できるよう各市町村教育委員会と調整を進めているところである。

次に(3)「市町村教育委員会の支援」について、被害の大きい沿岸部の市町村教育委員会の中には、教育委員会の機能を十分に果たすことが困難な状況もあることから、県教育委員会から指導主事及び事務職員の派遣を行う予定である。これは、市町村教育委員会の意向も踏まえながらの派遣となるが、被害の大きい沿岸部の全市町村教育委員会に対して、4月7日から7月末日まで間、週4日程度派遣できる体制を近日中に整えることとしている。

さらに、(4)「教育課程の編成について」、被災地の学校では、学校行事の年間計画の実施、必要な年間授業日数の確保が困難となっていることから、弾力的な教育課程の編制ができるよう助言・調整を行うこととしている。

4「甚大な被害を受けた沿岸部の学校に対する人的支援」について御説明申し上げます。

既に、公表しているとおり、(1)「教職員の人事異動について」、県としては、4月1日付けの教職員人事異動の発令により、実質的に被災地の学校に手厚い人的体制を確保したものである。

「人的支援の内容」の一点目は、「被災地の学校職員に係る兼務発令について」である。被災地の学校では、当面の避難所運営、児童生徒の心のケアや学校教育活動の復旧に向けた取組を年度区切りにかかわらず、継続的に行う必要があることから、被災地の学校職員が今回の人事異動により他の地域の学校に転任する場合については、当面、異動元の学校職員として兼務を発令し、引き続き異動元の学校において業務に当たることができるようにするものである。なお、この兼務発令予定者の数は560人である。

この兼務については、被災地の各学校の実情に応じ、当該学校を設置する市町村教育委員会の判断に基づき、必要な期間継続することができるものとし、その期間については、概ね夏季休業の前までの間において、市町村教育委員会の意向を十分に踏まえて決定することとしている。

支援策の二点目は「緊急学校支援員」の配置についてである。被災地を中心に今年度末に退職する学校職員などを対象に「緊急学校支援員」として任用し、児童生徒の心のケアや学校教育活動の復旧に向けた取組を継続的にサポートできる態勢を整備するものである。なお、退職教職員の中には、無報酬で被災地の学校の支援をしたいとの希望を持っている方もいることから、ボランティアとしての「支援員」の形態も検討してみたいと考えている。

次に、(2)「教職員の加配に関する要望について」、兼務発令は、現在、県に配置されている教職員の中で最大限の工夫を行い、被害の大きい地域の教育を県全体で支える仕組みであるが、県全体として教職員の追加的な配置が不可欠であり、児童生徒に対するきめ細かなケアができる体制を確保するなど、被災地域の学校運営に支障がないように教職員を加配する特例措置を国に要望しているところである。

続いて、5「学校以外の教育関係施設等について」、(1)「社会体育施設」では、県立施設」及び「市町村立施設」ともに、建物の壁や床、天井などの損壊や、水道、電気、下水など各種設備に被害を受けており、現在その状況把握に努めているところである。

なお、各施設は、被害を受けながらも、避難場所等に利用されていることも多く、特に、県総合運動場は、遺体安置・検屍場、海外救助隊、県外消防救助隊などの各種支援活動の拠点として利用されている実態にあり、今後、こうした災害対応の業務への協力をまず優先しながら、一般利用の再開に向けた取り組みも合わせて行っていくこととしている。

次に、(2)「社会教育施設」について、県立施設」のうち、自然の家は記載のとおりであり、特に、松島自然の家については、再開に向けての課題は非常に大きいと考えている。また、美術館、図書館、東北歴史博物館いずれも施設被害を受けており、現在、閉館中であるが、4月下旬あるいは5月初旬の開館にむけて、準備を進めているところである。

次に、(3)「文化財保護」について、旧岩出山町の「有備館」の母屋が倒壊するなど、指定文化財も多くの被害を受けている模様であり、把握を急ぎ、修理・修復について文化庁等と調整し、修理計画を立て国に財政支援を要望していくものである。

また、文化財の破損等で緊急的な処置が必要なものについては、避難処置等を行う文化財レスキュー事業等を活用し、保護を図ることとしている。さらに、今後の各種復旧、復興事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、極力弾力的な運用を行うほか、その保護のため、国に対して財政支援と専門職員の派遣要請を行っていくものである。特別名勝「松島」については、保護区域内における今後の復興に伴う現状変更の許可手続きが迅速に行われるよう、国に対して要望していくものである。

次に、6「学校の再開に向けた取組について」、(1)「転校・転学について」は、学校の仮移転、住居の喪失、集団避難等に伴い、児童生徒の転校・転学者の数が多くなることが想定されることから、記載のとおり、県立高校及び小中学校いずれにおいても、受け入れ手続きなどが可能な限り弾力的かつ速やかに行われるよう、要請、依頼などを行っているほか、県外への転学も念頭に、文部科学省に対して、被災児童生徒の受入に当たり全国的に事務手続きの統一が図られるよう周知徹底について要望しているところである。

また、(2)「通学手段の確保について」、県立高校の生徒に関しては、今回の被災によってJR等の不通や校舎の仮移転などに伴い、通学が困難になる生徒が多数となることも想定され、その通学手段の確保について、様々なケースを念頭に、関係者と調整を行っているところである。

市町村立小中学校の児童生徒についても、遠距離通学を余儀なくされることも見込まれることから、文部科学省に対し、通学手段確保のため、被災地におけるスクールバス等の購入に係る補助についての配慮も要望しているところである。

次に、(3)「教職員の通勤手段等の確保について」、被災地の学校再開に当たっては、当該学校に勤務する教職員の住居と通勤手段の確保が不可欠であるため、県立学校については、既存教職員宿舎の活用は

か、当分の間、校舎敷地内の一面に宿泊スペースを確保することなどについて検討中であるが、市町村立学校職員についても、各市町村と調整をすすめていくこととしている。また、通勤手段についても、児童生徒の通学手段と併せて検討が必要と考えているところである。

最後に7「他都道府県等からの支援について」、今回の災害は、想定を遙かに超えた大災害であり、県内の人的資源だけでは、対応が困難な情勢の中、他の自治体等から多くの支援の手がさしのべられている。

まず(1)「他都道府県等からの支援職員の派遣」についてですが、災害の発生直後から、関西広域連合に属する兵庫、徳島、愛媛等の各県教育委員会や、ユニセフから、主にスクールカウンセラーや養護教諭、医療コーディネーターなどの人的支援を得ており、たいへん感謝をしているところである。

このほかにも、東京都をはじめ、ほとんどの都道府県政令市等の教育委員会が支援職員の派遣の用意があるとしており、今後、被災地のニーズを把握し、必要な職員の派遣を的確に要請していくこととしている。

(2)「被災者受入の申出」について、地域によっては、当該市町外への集団避難も検討せざるを得ない状況もある中、東京都、大分県、神奈川県、広島県各教育委員会などから、被災した児童生徒等の受入の申出が来ている状況にある。早急に、各市町村に対して情報を提供し、被災者の方々が多くの選択肢の中から判断できるよう支援していくものである。

(3)「文部科学省からの支援」について、内閣総理大臣に対するものを含めて、県全体として、必要な要望内容を3度にわたり提出しているところである。3月24日には、文部科学省の金森審議官が視察に訪れたことから、別冊のとおり、文教施設等の復旧支援など教育関連に絞った当面の要望書を提出している。文部科学省においても、最大限の対応を行うとの回答を得ており、今週から当該本省職員1名の派遣もあり、積極的に支援をいただいているところである。

今後、さらに復興に当たって必要な事項を整理し、機を逸することなく要望を行っていきたいと考えているものである。

今回、御報告申し上げたのは、主に、始業等に向けた当面の取り組みについてとなるが、解決しなければならない課題は日々発生していることから、一つひとつにスピード感をもって取り組んでいきたいと考えているところである。

また、県全体で今後10年間の復興計画を策定する方針であり、その中で、みやぎの教育の復興に向けたシナリオもしっかり示していきたいと考えているものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員

被災した教員への支援がないような印象を受けるが、死者や行方不明者に入ってしまった教員、また、家族に被災者があるような教員についての支援はどのようになっているのか。県の制度で対応するということが記載がないのか。

私の会社では、例えば、被災した家族や親戚を探すために時間を使っている場合は、欠勤だとか年休だとかと面倒くさいことは言わずに、出勤できるものだけ出てくるようにと指示しているが、教員の場合はどうなのか。

教 育 長

詳細については、関係課長から説明させるが。本日の説明は、主に学校の教育活動の円滑な再開に向けての観点から様々な取組みを説明したものである。教職員については、自らも被災し、家族が被災した者が多い中で、避難所となった学校の運営や、児童生徒のケアなど、不眠不休で対応していただいております、本当に献身的であると感じるところである。

当然に、被災地の教職員にあっては、心身ともに疲労はピークにあるということは認識しており、学校の要請をもとに医師の派遣など必要なケアを講じていくとともに、生

- 教職員課長 活再建の観点では、共済組合や互助会を通じた各種支援策の用意があるところである。教職員の今回災害時の勤務については、災害で家屋が損壊、流出した者、家族を失った者、あるいは燃料問題で学校に出勤できない者などがいるが、これらの教職員については、特別休暇の制度で対応している。
- また、手当の面では、避難所になっている学校について夜間の運營業務を含めて、特殊勤務手当で対応している。個別の事情によるが6時間当たりの業務に対して、1回当たり1万数千円程度の手当の支給を行っている。
- 佐々木委員 この3週間、被災地の教職員をはじめ各地の教職員、そして事務局の皆様には本当に御苦労様であると言いたい。ただいまの教育長の報告で十分にそれが感じ取れた次第である。今後もまだまだ、たいへんな状況が続いていくと思うので。引き続き頑張っていたきたいということと、あらためて感謝を申し上げたい。
- 4月21日の学校再開をひとつの目標にしているとのことであり、その中で、子どもたちもたいへんな状況には違いないが、どんなときでも夢や希望をもち、未来に向かって育ってほしいので、学校再開という一つの方針が示されたということは、十分に評価したい。その上で、今回の災害は経験のない破壊力をもたらしており、被害が甚大であった沿岸部はもちろんのこと、比較的被害のなかった地域においても、学校施設等について十分な安全確認は完了しているのかどうか伺いたい。
- 教育長 まさにその点検作業を、現在、行っている最中であり、その結果、安全が保てないという学校が出てくれば、その安全体制が確立されたところで、学校を再開するということになる。その点は、各市町村教育委員会の判断を尊重したい。
- 勅使瓦委員 4月21日が新年度スタートの目安ということで、県立学校についてはその日に足並みを揃えると思うが、小中学校については、各市町村がそれぞれ発表した新年度のスタートの日が示されている。各市町村の意向を尊重するという事はわかるが、教職員の異動や準備ということを考えて、そこの足並みが不揃いというのは、心配な点が出てくるのではないかと思うが如何か。もうすこし歩み寄りの日程の設定はできなかったのか。
- 教育長 県立学校は4月21日を目標に準備を進めているが、市町村立小中学校については、概ね県立学校の始業時期に合わせていると聞き及んでいるものの、一部の市町村によっては、遅れるところまたは早めるところと出てきている状況にある。しかしながら。それぞれの事情に関わることであり、我々としては、支障はないと判断するものである。
- 勅使瓦委員 早く始まることは、個々の考え方によるということで承知するが、それによって、教職員の配置が間に合うのかという心配がある。特に被災地の学校から転勤で、被災が軽微で始業の早い学校に転勤した教職員の場合を心配しているので、その点の支障はないのか。
- 教育長 先ほど人事異動の部分で説明申し上げたが、現在、被災地の学校に勤務している教職員が、そこから異動する発令を受けた場合は、当分の間、兼務発令を行うことで、異動元の学校に残ることができるとしており、その期間中は、県全体として被災地の学校に教職員の配置をシフトしているという状況になる。逆に言えば、被災地以外の学校の人員が手薄になるということになるが、それでも早く始業したいという意向があれば、それはやむを得ないことと考える。
- 佐竹委員 教員の死者、行方不明者の影響で、教員が少なくなったという現実があることから、教員の補充をどのように考えているのか。
- 教育長 先ほども申し上げたが、国に対して加配の要望を行っている。具体的な部分は、教職

員課長から説明申し上げる。

教職員課長 御指摘のとおり教職員に相当数の不足が生じてしまうことになる。これについては、新学期の授業に間に合うように、臨時の講師を任用したいと考えているほか、子どもたちに対して心のケアを行う必要もあり、人手が不足している現状にある。そのため、国に対して教員数の追加配分を要望しており、それが認められれば、さらにそれらの人員の任用によって手当を行いたいと考えている。

なお、県内だけで、それらの担い手を任用できるかという問題も生じてくると思われるが、その部分は、他県から教職員派遣の申し出を受けていることから、その点を踏まえて教職員の確保を考えていきたい。

佐々木委員 教職員の異動について発令が行われることと思うが、今回の震災を受け、求められる教職員の資質等もいつもとは違うものになると考えられる。その際に、一部人事異動を変更するとか、支援のための人的な配置体制を手直しするといった対応はあるのか。

教育長 11日(金)に発災しているが、人事としては、その翌週に各教職員に対して異動内示を行うという時期にあり、この震災を受け、人事の実施をどうすべきか非常に苦慮したところである。結果として、先ほども申し上げたが、予定していた人事異動の中に兼務発令を加えるとともに、退職予定の教職員を緊急学校支援員として任用し、退職時の学校に残って仕事をしてもらおうという仕組みにより、今回の震災に対応可能ではないかという考え方で整理したものである

その考え方について、各市町村教育委員会と協議し、その了解を得た上で、4月1日付けの人事発令を行うことにしたものであるが、その中で何か問題が生じてくるのであれば、個々のケースに応じて柔軟な対応を考えていきたい。

佐竹委員 教員の兼務についてであるが、被災地にしばらく残る、新学期とともに異動先の学校に行く場合などがあると思うが、その兼務の権限、つまりいつまでにこうしなさいという権限はどこにあるのか。異動発令を受けた教員にとって、その兼務発令というものが非常に不確実であるという声を聞く。

教育長 兼務発令は、任命権者である県教委が行うものであるが、そのベースになるものは、各市町村教育委員会の判断にしたいと考えている。したがって、被災地の学校を管理する教育委員会が、この時期まで兼務をかけたいということであれば、その時期まで兼務を継続し、逆にもう兼務はいらないということであれば、兼務を解除するということになる。

佐竹委員 その方針は、各教員にまで伝わっていると考えていいのか。

教育長 各市町村教育委員会では、各学校の実態を踏まえて兼務の判断を行うものと考えている。その判断により県教委として兼務を解除することから、それにより各教職員は異動先の学校に赴任するということになる。

佐竹委員 もう一点、県立高校の第二次募集が4月5日となり、合格発表もその後になるということから、異動発令を受けた教員にとっては、教え子の合否状況がわからないまま異動となるのはつらいという声も聞く。今回の場合は、被害が少ない学校の教員でも、そこまでは兼務で残れるということはあるのか。

教育長 二次募集は4月5日の予定で、合否発表は即日ないし翌日ということにしているの
で、個別の兼務状況にもよるが、被災地の学校の教員であれば、まだ学校には残っているということになる。

佐々木委員 先ほどの話に戻るが、兼務については、各市町村、地域の実情に応じて判断するという
ことであるが、被害の大きかった町では、役場庁舎そのものが損壊したところ

もあり、そういったところでその機能を果たすことができるのかどうか伺いたい。教育委員会としての所在なり、人的機能の問題、合わせてその機能が保たれていないところには、どのような支援を考えているのか伺いたい。

教 育 長 先ほども説明しているが、御指摘のように甚大な被害を受け、教育行政の機能が十分に動いていないというところもある。県教委としては、被災した各市町村教育委員会と、具体的にその話を詰めているところであり、必要となる職員のニーズを踏まえて、各教育事務所、県教委事務局から人員を派遣する考えでいる。

佐々木委員 各市町村教委が判断をするという部分や、自分たちの地域の学校の実情を把握する機能は失われていないということでもいいのか。

教 育 長 そこも踏まえて、県教委として必要な人員を派遣したいと考える。

青木委員 ちなみに伺うが、教職員が人事異動を拒否した場合はどのような対応になるのか。

教職員課長 一般的には、人事異動の発令とは職務場所の変更を命ずる職務命令につき、従ってもらうこととなる。ただし、今回の場合については、行きたくないという話より、行くことができないという現実的な話があるので、特別休暇の制度等を活用し、個別の事情に対応していきたいと考える。

青木委員 教職員以外の県職員の発令時期はどのように取り扱われているのか。

教 育 長 知事の事務部局、そして県警本部も同様と思うが、年度末の退職者がいることから、退職者の補充を中心とした最低限の人事異動を行い、それ以外の人事異動については、今後の状況を見て発令を行うという考え方のようである。

佐竹委員 被害の大きかった県立高校については、複数の高校を利用して分散していくような話であったが、何か指針のようなものはあるのか。

教 育 長 大きな被害を受け、そこでの授業再開が困難なところについては、他の施設を借りて授業を始めるということになる。その際には、基本的に一つの学校としてまとまって、移ることが望ましいが、受け入れ側の施設として、そこまでの余裕がないということになれば、複数の施設に分散して移らざるを得ない。その点の事情を検討した上で、先ほど御報告申し上げた方向性で調整を進めていきたいと考えている。

佐々木委員 生徒たちの通学手段としては、スクールバスを検討中のことであるが、教職員の通勤手段については何か方策を検討しているのか。

教 育 長 自家用車通勤の教職員については、今後のガソリン事情の動向によっては通勤が可能になると考えられるが、自家用車の流出やガソリン事情のため通勤が難しいということとなれば、スクールバスへの同乗による通勤等について検討が必要になると考える。

勅使瓦委員 管理職の人事異動について、特に学校長には兼務発令がない。避難所となった学校の運営では、学校長が中心となって職員一丸で切り盛りしている実態を踏まえると、明日の4月1日を境に、学校長自身の環境が大きく動くということには抵抗を感じている者もあると聞いている。これまで苦労を共にしてきた教職員を残して赴任ということは、なかなか気持ちの整理がつかないということである。そのあたりでの人事異動の柔軟性というのは何かあるのか。

教 育 長 その点は悩ましい部分であることは認識している。学校長は学校経営の最高責任者であり、その職について、一般教職員と同様の兼務体制を取ると、一つの学校に複数の学校長が存することになり、制度上あり得ないこととなってしまう。最高責任者はあくまでも1人ということから、今回の兼務発令から外している。

ここまでは制度上の話である。実際のところは、委員御指摘の点が多々あると考えられることから、実態として、異動前の学校に関わってもらうということはあるだろうと

認識している。

- 勅使瓦委員 その部分について柔軟な対応をよろしくお願ひしたい。
- 委員長 被害状況には「人的」と「施設」という区分があるが、死者・行方不明以外のところで、住家が損壊し、生活の維持が困難な子どもたちや教職員の数というものについて、どのくらいあるのか的確な把握が必要ではないかと考える。何かのプログラムを進めて行くにしても、その部分がわからないと十分な対応ができないこととなる。何か把握できている部分はあるか。
- 教職員課長 11日の震災以来、なかなか連絡を取ることが困難な状況の中、まずは、死者、行方不明者の数を把握することに手一杯であったということが正直なところである。安否の先にある生活環境の確認についてまで至っていない現状にある。しかしながら、学校の再開を図るという部分から、教職員の通勤や住居の実態を把握している状況にあり、その結果を踏まえて、委員長御指摘の部分の対応にも供したい。
- 委員長 発災後の本日までの間で、できることではないことは十分承知である。今後に向けた学校再開の話の中で必要になることだと考えるので、よろしくお願ひしたい。
- 勅使瓦委員 今後、学校を再開したとしても、学校行事の中止や、各地区、県全体の体育大会等をどのようにするかという話が出てくると思うが、可能な限り時期の変更等を行うなどして開催する体制づくりをお願ひしたい。被災後でそのような体力はないと言われると思うが、子どもたちにとっての楽しみや目標は、将来への明るい希望になると思うことから、是非、配慮をお願ひしたい。
- 佐竹委員 同意見である。それとともに、学校に行くことが希望という子どもたちがいる。新入学生などは特にそうであると考え、そのような情報は早めに発信を行い、子どもたちが前に向かう気持ちが起きるよう、明るいニュースをお願ひしたい。
- 佐々木委員 既に行っていることと思うが、教育長、教育次長、各課室長におかれては、是非、被災地の教育委員会、学校を訪問し、現地の状況をつぶさに確認していただきたい。

9 専決処分報告

- (1) 教育功績者表彰について
- (2) 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について
- (3) 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について
- (4) 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について
- (5) 職員の人事について

委員長 専決処分報告の(1)から(5)までについては、非開示情報が含まれていることから、その報告については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議について秘密会とする。

なお、秘密会での審議は、次回教育委員会の開催日程決定後に行う。

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

- (6) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- (7) 「学ぶ土台づくり」推進計画について
- (8) 県立学校の管理に関する規則の一部改正について
- (9) 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について
- (10) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特

例に関する規則の制定について

(説明者：教育長)

専決処分報告(6)から(10)について、一括して御報告申し上げます。

はじめに、資料の18ページを御覧願いたい。

(6) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、19ページの改正の概要を御覧願いたい。改正は大きく2点となり、1点目として、県立高校の再編として鶯沢工業高等学校を3月31日に閉校することに伴い、第26条の本文から削除するものである。2点目としては、学校以外の教育機関における館長及び副館長に充てる職の範囲について、新たに学芸員を加えることとしたものである。

なお、この改正規則の施行期日は、本年4月1日としている。

続いて22ページを御覧願いたい。

(7) 「学ぶ土台づくり」推進計画について、これは去る1月の定例教育委員会における「課長報告」の後、2月の定例教育委員会では、「協議」という形で最終案をお示ししたところである。

今般、これまでの間に各委員からいただいた様々な御意見を踏まえ、一部修正を加えた上で決定したことから、資料1により、最終案からの主な変更点について御説明申し上げます。

始めに、資料1の1「目指す子どもの姿」について、これは、2月の定例委員会の中で、各委員からの御意見により、「元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”」に決定したものである。

次に、施策の項目について、この点については、「人とかかわり」を重視すべきとの御意見をいただいたことから、事務局において検討した結果、資料1の2「施策の整理について」に記載のとおり、「人とかかわる体験の充実」を施策項目として掲げ、更に、重点事項に位置づけたものである。また、子育て中の親の孤立解消に向けた取組が必要であるとの御意見を踏まえ、資料1の3に記載のとおり、「あいさつや声かけを通じた地域におけるコミュニケーションの活性化を図ります。」という新たな取組を追加し、さらに、4「表現及び内容の整理について」に記載のとおり、「想像力」、「表現力」など新たな文言の追加等を行ったものである。

なお、この「計画」については、教育委員会は勿論のこと、知事部局の施策を含む幅広い内容となっていることから、今後、知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本」において、機関決定を行うこととしている。また、資料2「計画の概要」、資料3「計画の本文」を添付しているので、御覧願いたい。

続いて23ページを御覧願いたい。

(8) 県立学校の管理に関する規則の一部改正について、24ページの改正の概要を御覧願いたい。県立高等学校の寄宿舎において、生徒の生活指導を行う舎監については、当該学校の教諭の中から校長が命じているところであるが、特別支援学校と比べて舎監業務にあたる教諭数が少なく、職員一人当たりの負担が大きくなっている実態を踏まえ、今回、教諭と同様の業務に当たっている常勤の講師にも舎監を命じることができるよう改正したものである。

なお、この改正規則の施行期日は、本年4月1日としている。

続いて27ページを御覧願いたい。

(9) 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について、28ページの新旧対照表を御覧願いたい。この様式5号は、教員採用試験を受験する者が提出する願書であるが、様式の上から2段目にある項目名のうち、「保健体育選択」と「特別選考」については、記入の際に誤解を生じやすく、本年度提出された願書にも記入誤りが非常に多かったことから、選考方法の改正等に伴うものではないが、出願者が記入する際の分かりやすさに配慮し、改正したものである。

なお、この改正規則の施行期日は、平成23年4月1日としている。

続いて31ページを御覧願いたい。

(10) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学選抜手数料等の特

例に関する規則の制定については、今回の災害で被災した生徒に係る入学者選抜手数料及び入学金、寄宿舎料を免除するものである。なお、平成23年度入学者選抜手数料については、既に一般入試までは終了しているため二次募集分についてとなる。

また、免除の対象者は、被害を受けた方で、住居が全壊又は半壊した方をはじめ、全焼又は半焼や住居の流出、さらには世帯の収入が著しく減少した方を対象としている。

次に、免除の手続きについては、いずれの場合も免除申請書の提出をお願いすることとしている。

なお、この規則の制定に当たっては、入学者選抜手数料等の免除規定など「県立学校条例」を改正する必要があることから、同条例の改正について3月23日付けで知事による専決処分が行われているので、併せて御報告申し上げる。

以上、専決処分報告の(6)から(10)までを一括して御説明申し上げたところであるが、これらの5件については、4月1日からの事務を円滑に実施するため緊急に処理する必要があったことから、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第3条第1項の規定により、専決処分を行ったものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐 竹 委 員 (10)の入学金や手数料の免除について、諸般の事情により手続きが遅れてしまった場合でも、その猶予というか決定については、認めてもらえるのか。

教 育 長 申請書の提出が必要となるものであるが、災害の状況を踏まえれば、個々の事情を十分に考慮して柔軟に対応するものである。

勅 使 瓦 委 員 (10)に係る資料32ページの免除の対象者について、④の世帯収入の著しい減少とは、職場が被災したため、4月以降に収入が落ち込んでいくというケースにも対応しているのか。

高 校 教 育 課 長 その場合でも、本項目に含んで考えていくこととしている

10 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は、平成23年4月19日(火)午後1時30分から開会する。

11 閉 会 午後3時28分

平成23年4月19日

署名委員

署名委員